

明石市犯罪被害者等特例給付金の支給等に関する規則

令和2年3月30日規則第20号

改正 令和5年3月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（平成23年条例第2号。以下「条例」という。）第7条の2第2項の規定に基づき、犯罪被害者等に対し行う特例給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例及び明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則（平成23年規則第9号）において使用する用語の例による。

(特例給付金の支給を受けることができる者)

第3条 条例第7条の2第1項の規定により特例給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって、第5条第1項の規定による申請を行った日において市民であるもののうち、次条第2項及び第3項の規定により第1順位遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）をいう。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 前条に規定する遺族は、犯罪被害者である市民の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者である市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者である市民の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者である市民の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 特例給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 犯罪被害者である市民を故意に死亡させ、又は犯罪被害者である市民の死亡前に、その者の死亡によって特例給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、特例給付金の支給を受けることができる遺族としない。特例給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 4 前3項の場合において、特例給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(特例給付金の支給の申請)

第5条 特例給付金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、明石市犯罪被害者等特例給付金支給申請書並びに明石市犯罪被害者等特例給付金支給に係る確約書及び情報提供同意書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、条例に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
 - (3) 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、次に掲げる場合は、第1順位遺族の扶養義務者が代理して申請することができる。
- (1) 第1順位遺族が精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者である場合その他正当な理由がある場合

(2) 前号に掲げるもののほか第1順位遺族が申請することが困難であると市長が認める場合

3 第1項の申請は、犯罪等により犯罪被害者が死亡した事案において、条例第7条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを知った日から3年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(特例給付金の支給制限)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、特例給付金の支給を行わないものとする。

(1) 犯罪被害者である市民が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者である市民にも、その責めに帰すべき行為があったと市長が認めるとき。

(2) 他の地方公共団体から同様の補助を受けたことがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、特例給付金を支給することが社会通念上適切でないときと市長が認めるとき。

(特例給付金の支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、支給の適否を決定し、明石市犯罪被害者等特例給付金支給審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(特例給付金の支給の請求)

第8条 前条に規定する通知により支給決定を受けた申請者は、明石市犯罪被害者等特例給付金支給請求書を市長に提出して、特例給付金の支給を請求するものとする。

(特例給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により特例給付金の支給を受けた者があるとき又は特例給付金の支給後において、第6条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、特例給付金の支給の決定を取り消し、特例給付金をその者から返還させることができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る特例給付金の支給について適用する。

附 則 (令和5年3月20日規則第20号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。